

国海環第154号
令和6年3月29日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会 専務理事 殿

国土交通省 海事局 海洋・環境政策課長
(公印省略)

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正について（周知）

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令（令和6年国土交通省令第27号）を別添のとおり令和6年3月29日に公布したので、ご了知頂きますようお願いいたします。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願いいたします。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令について

1. 背景

油による海洋汚染の防止のための基準は、国際海事機関（以下「IMO」という。）において策定された海洋汚染防止条約附属書 I（以下「附属書 I」という。）に定められており、我が国においても海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）の体系に取り入れている。

令和 4 年 12 月に開催された IMO 第 79 回海洋環境保護委員会において、附属書 I を改正する改正案が採択され、附属書 I のうち国際油汚染防止証書の様式の一部についても改正された。当該証書の改正内容の担保のため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和 58 年運輸省令第 39 号。以下「検査規則」という。）第 12 号様式（国際油汚染防止証書）の一部を改正する必要がある。

2. 概要

検査規則第 12 号様式の各章の名称は、附属書 I の国際油汚染防止証書と同様に、それぞれの章を構成している規則名を括弧書きで列記している。

今般附属書 I の国際油汚染防止証書の様式の改正に合わせ、検査規則第 12 号様式のうち「5 構造」を構成している規則名を明確にするために、当該章の名称の一部改正を行う。

3. 今後のスケジュール

公 布：令和 6 年 3 月 29 日

施 行：令和 6 年 5 月 1 日

○国土交通省令第二十七号
 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の五十四及び第五十四条の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和六年三月二十九日
 国土交通大臣 齊藤 鉄夫

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令
 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第十二号様式（第二十六条関係）</p> <p>番 号 第 号 Certificate No.</p> <p>国際油汚染防止証書</p> <p>INTERNATIONAL OIL POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE</p> <p>(略)</p> <p>国際油汚染防止証書 (IOPP 証書) の追加 Supplement to the International Oil Pollution Prevention Certificate (IOPP Certificate)</p> <p>油タンカーの構造及び設備に関する記録 RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT FOR OIL TANKERS</p> <p>(略)</p> <p>5 構造 (第18規則、第19規則、第20規則、第21規則、第22規則、第23規則、第26規則、第27規則、第28規則及び第33規則、第33規則) Construction (regulations 18, 19, 20, 21, 22, 23, 26, 27, 28 and 33) 5. 1～5. 7 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>第十二号様式（第二十六条関係）</p> <p>番 号 第 号 Certificate No.</p> <p>国際油汚染防止証書</p> <p>INTERNATIONAL OIL POLLUTION PREVENTION CERTIFICATE</p> <p>(略)</p> <p>国際油汚染防止証書 (IOPP 証書) の追加 Supplement to the International Oil Pollution Prevention Certificate (IOPP Certificate)</p> <p>油タンカーの構造及び設備に関する記録 RECORD OF CONSTRUCTION AND EQUIPMENT FOR OIL TANKERS</p> <p>(略)</p> <p>5 構造 (第18規則、第19規則、第20規則、第23規則、第26規則、第27規則、第28規則及び第33規則) Construction (regulations 18, 19, 20, 23, 26, 27, 28 and 33) 5. 1～5. 7 (略)</p> <p>(略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和六年五月一日から施行する。
 (経過措置)

2 この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第十二号様式による国際油汚染防止証書は、この省令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第十二号様式による国際油汚染防止証書とみなす。